

報告第 1 4 号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 9 月 8 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

専決第 12 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成 26 年 8 月 12 日

大田原市長 津 久 井 富 雄

損害賠償額の決定及び和解について

平成 26 年 7 月 20 日、大田原市寒井 1 4 6 4 番地 2 3 地先、市道桧木沢鍋掛線で発生した穴ぼこによるタイヤの損壊事故について、当該事故による損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

1 損害賠償額 12, 258 円

2 和解の内容

- (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額 12, 258 円を支払う。
- (2) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所 ○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○